

第 3 5 号議案

福井県社会教育委員条例の制定等について

別紙のとおり、福井県社会教育委員条例を制定するとともに、福井県社会教育委員に関する規則（昭和 6 1 年福井県教育委員会規則第 1 号）の一部を改正する。

平成 2 6 年 2 月 2 5 日提出

教 育 長 林 雅 則

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、社会教育法が一部改正され、社会教育委員の委嘱の基準等を定める必要があるので、この案を提出する。

第3次一括法の施行に伴う「福井県社会教育委員条例」の制定および
「福井県社会教育委員に関する規則」の一部改正について

1 概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、社会教育法が一部改正され、社会教育委員の委嘱の基準等を定める必要があるので、福井県社会教育委員条例を制定するとともに、福井県社会教育委員に関する規則を一部改正する。

1 地方分権第3次一括法による「社会教育法」の改正について

改正後	改正前
(社会教育委員の設置) 第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。 2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。	(社会教育委員の構成) 第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。 2 社会教育委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から</u>、教育委員会が委嘱する。
(社会教育委員の委嘱の基準等) 第十八条 社会教育委員の<u>委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</u>	(社会教育委員の定数等) 第十八条 社会教育委員の<u>定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。</u>

2 文部科学省令の一部改正案について

「社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令」

(社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)

第一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号。以下「法」という。）第十八条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

2 施行期日

平成26年4月1日

福井県社会教育委員条例（案）

（設置）

第一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十五条第一項の規定に基づき、福井県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（定数）

第二条 委員の定数は、十人以内とする。

（委員の委嘱）

第三条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- 一 学校教育の関係者
- 二 社会教育の関係者
- 三 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 四 学識経験のある者

（任期）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（規則への委任）

第五条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（附属機関に関する条例の一部改正）

- 2 附属機関に関する条例（昭和二十八年福井県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の表福井県社会教育委員の項を削る。

福井県社会教育委員に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

福井県社会教育委員に関する規則（昭和六十一年教育委員会規則第一号）

改正後（案）	現行
福井県社会教育委員に関する規則 （趣旨） 第一条 この規則は、福井県社会教育委員会条例（平成二十五年福井県条例第 号）第五条の規定に基づき、福井県社会教育委員（以下「委員」という。）について、必要な事項を定めるものとする。 （削る） （削る） （削る） （会議） 第二条 委員の会議は、福井県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が招集する。 （議長等） 第三条 議長および副議長は、委員の互選により、選出するものとする。 2 議長および副議長の任期は、その在任期間とする。 3 議長は、会議を主宰する。	福井県社会教育委員に関する規則 （趣旨） 第一条 この規則は、附属機関に関する条例（昭和二十八年福井県条例第二十六号）第四条の規定に基づき、福井県社会教育委員（以下「委員」という。）について、必要な事項を定めるものとする。 （定数） 第二条 委員の定数は、十人以内とする。 （任期） 第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 （会議） 第四条 委員の会議は、福井県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が召集する。 （議長等） 第五条 議長および副議長は、委員の互選により、選出するものとする。 2 議長および副議長の任期は、その在任期間とする。 3 議長は、会議を主宰する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を行う。

(議事)

第四条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
2 会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第五条 委員に関する庶務は、教育庁生涯学習・文化財課において処理する。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を行う。

(議事)

第六条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
2 会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員に関する庶務は、教育庁生涯学習・文化財課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育長が定める。

[illegible][illegible]

[illegible]

